

## 基本方針における「業種別の再生利用等実施率の目標」等について

### 1. 基本方針の改定の必要性

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）においては、食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量を総合的かつ計画的に推進するため、同法第 3 条及び施行令（平成 13 年政令第 176 号）第 3 条の規定に基づき、おおむね 5 年ごとに「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定め、関係者の取組の指針とすることとされている。

他方、法附則第 7 条には、「政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されており、前回改正が平成 19 年 12 月 1 日施行であることから、今般、法の状況の点検時期を迎えたところである。

### 2. 基本方針の改定の時期

現行の基本方針は、平成 19 年 11 月に策定されており、平成 24 年 11 月で策定から 5 年となることから、食品リサイクル法第 3 条及び施行令第 3 条の規定に基づき、見直しする必要がある。

特に、食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標としている業種別の再生利用等の実施率は、平成 24 年度までの目標となっており、平成 25 年度以降の目標を速やかに定める必要がある。

#### 二食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

食品循環資源の再生利用等を実施すべき量は、実施率で計算するものとし、平成 24 年度までに、食品製造業にあつては全体で 85 パーセント、食品卸売業にあつては全体で 70 パーセント、食品小売業にあつては全体で 45 パーセント、外食産業にあつては全体で 40 パーセントに向上させることを目標とする。（中略）この目標は、目標の達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

一方、基本方針の改定は、

- ① 食品リサイクル法附則第 7 条の規定に基づき、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、基本方針の改定も、法の施行状況の点検結果を踏まえて行うことが適当であること

② 施行令第3条では「おおむね5年」とされており、解釈上「5年」から一定の幅が許容されていると考えられること

等から、現行の基本方針の策定から5年を経過した平成24年11月時点において必ず改定される必要があるものではなく、食品リサイクル法附則第7条の規定による同法の施行状況の検討結果を踏まえ、今後策定するものとする。

### 3. 対応方針

前述のとおり、基本方針では、平成24年度までの再生利用等実施率目標が定められており、平成25年度以降の目標を食品関連事業者に示す必要があるが、基本方針全体の改定の中で今後定めることとする。このため、基本方針が改定されるまでの間は、平成24年度の実施率目標を引き続き遵守することとする。

#### 【基本方針の実施率目標】

実施時期	平成19～24年度までに	平成25年度～(暫定)
食品製造業	85%	85%
食品卸売業	70%	70%
食品小売業	45%	45%
外食産業	40%	40%

上記【実施率目標】を達成するため、個々の事業者には毎年の基準実施率を定め、再生利用等に取り組むことが出来るよう、次のような仕組を制度化しているところである。

#### 【個々の事業者が毎年取り組む基準実施率】 (例：外食産業)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25～
A社	20%	(+2) 22%	(+2) 24%	(+2) 26%	(+2) 28%	(+2) 30%	(+2) 32%
B社	40%	(+2) 42%	(+2) 44%	(+2) 46%	(+2) 48%	(+2) 50%	(+1) 51%
C社	20%	(+2) 22%	(+2) 24%	(+2) 26%	(+2) 28%	(+2) 30%	(+2) 32%
D社	30%	(+2) 32%	(+2) 34%	(+2) 36%	(+2) 38%	(+2) 40%	(+2) 42%
E社	48%	(+2) 50%	(+1) 51%	(+1) 52%	(+1) 53%	(+1) 54%	(+1) 55%
F社	34%	(+2) 36%	(+2) 38%	(+2) 40%	(+2) 40%	(+2) 42%	(+2) 44%

全体で40%の目標

食品関連事業者は、引き続き、基準実施率に沿って、再生利用等実施率の向上を行う必要がある。